

## 平成 27 年第 5 回那須塩原市議会定例会

### 議 事 日 程 ( 第 8 号 )

平成 27 年 12 月 15 日 ( 火曜日 ) 午前 10 時開議

- 日程第 1 議案第 94 号 那須塩原市行政不服審査会条例の制定について  
議案第 95 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について  
議案第 96 号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
議案第 97 号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について  
議案第 98 号 那須塩原市税条例等の一部改正について  
議案第 99 号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について  
議案第 100 号 那須塩原市保育園条例の一部改正について  
議案第 101 号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について  
議案第 102 号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について  
議案第 103 号 那須塩原市建築審査会条例の一部改正について  
議案第 104 号 那須塩原市立幼稚園条例の廃止について  
議案第 105 号 公の施設の指定管理者の指定について  
議案第 106 号 公の施設の指定管理者の指定について  
議案第 107 号 公の施設の指定管理者の指定について  
議案第 108 号 公の施設の指定管理者の指定について  
議案第 109 号 土地改良事業の施行について  
議案第 110 号 姉妹都市提携の締結について  
請願・陳情等について  
( 各委員長報告、質疑、討論、採決 )
- 日程第 2 議案第 87 号 平成 27 年度那須塩原市一般会計補正予算 ( 第 5 号 )  
議案第 88 号 平成 27 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )  
議案第 89 号 平成 27 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 2 号 )  
議案第 90 号 平成 27 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 )  
議案第 91 号 平成 27 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 )  
議案第 92 号 平成 27 年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 )  
議案第 93 号 平成 27 年度那須塩原市水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 )  
( 委員長報告、質疑、討論、採決 )

日程第 3 発議第 12号 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 4 常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査報告について

(報告)

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画政策課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	菊地富士夫
子ども未来部	藤田恵子	子育て支援課長	石塚昌章
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長補佐	富山芳男
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	八木澤秀	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	会田裕司
農業委員会事務局長補佐	関谷浩行	西那須野支所長	関谷正徳

塩原支所長 赤 井 清 宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿久津 誠

課長補佐兼  
議事調査係長 増田 健造

議事調査係 長岡 栄治

議事課長 大武 利幸

議事調査係 伊藤 靖

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

#### 議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 議案第94号～議案第110号

#### 及び請願・陳情等の各常任委員

#### 長報告、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 日程第1、議案第94号から議案第110号までの17件及び請願・陳情等についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案17件及び請願・陳情等については、各委員会に付託してあります。

各委員長は、一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

10番、松田寛人議員。

〔総務企画常任委員長 松田寛人議員登壇〕

総務企画常任委員長（松田寛人議員） おはようございます。

総務企画常任委員会の審査経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第5回那須塩原市議会定例会において、委員会に付託された案件は、条例の制定一部改正案件5件、姉妹都市提携の締結に関する案件1件、陳情の継続審査1件の合計7件であります。

これらの案件を審査するため、去る12月8日、第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長等、課長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第94号 那須塩原市行政不服審査会条例の制定について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、新たに第三者機関にお任せするという事で、この審査会の5名ほど想定している方々には報酬とかは発生してくるのかとの質疑があり、執行部からは、個人情報保護条例の審査会委員と同額の1万5,000円を考えている。

3月議会で非常勤特別職の報酬について一部改正を予定しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、審査庁は誰がメンバーになるのかとの質疑があり、執行部からは、審査庁は市の中の組織で各部の幹事課を考えているとの答弁があり、これに対し委員から、審査庁、処分庁とも全部職員なので第三者機関まで持っていくという形が今回新しくできていいと思うが、不服審査会までいかない部分はどのような形で回していくのかとの質疑があり、執行部からは、それなりの手続をして進めなければ、審査会なり審査庁なりに届くことになると思うが、申請人がそこまでいなくてもいいと考え、担当課に行って話を聞いてみようと終わるかもしれないし、それは申請人の考え方によるのではないかと思うとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第94号 那須塩原市行政不服審査会条例の制定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第95号 行政不服審査法の施

行に伴う関係条例の整備について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、今まで不服申し立てという行為と審査請求という行為は同じもので名称が変わっただけと考えていいのか、全部審査請求ということになるのか、今まで各担当部局に不服申し立てしたものを不服申し立ては受けません、審査請求してくださいというようになる懸念はされていないのかとの質疑があり、執行部からは、今までの文言は違っていたが、内容的には同じもので審査請求に一元化されたという形である。今回の制度改正は、住民がより利用しやすくなるためとなる目的でやっているの、窓口で内容をよく説明の上、突き返すということはないと思うとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第95号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について申し上げます。

企画部企画政策課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、条例改正の趣旨の中で、市民の利便性の向上、行政事務の効率化を図るものだということであるが具体的にはとの質疑があり、執行部からは、社会保障と税、災害対策の分野でマイナンバーの利用が始まるということで、11月20日に各自治会内の班回覧でマイナンバーへの関心を高めるためにパンフレットを配布した。行政手続の簡素化、余計な添付資料が必要なくなるというPRもしているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第96号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 那須塩原市税条例等の一部改正について申し上げます。

総務部課税課及び収税課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第98号 那須塩原市税条例等の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について申し上げます。

総務部課税課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第99号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 姉妹都市提携の締結について申し上げます。

企画部秘書課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、協定書の翻訳は非常に適訳してあり翻訳そのものは問題ない。協定書そのものがヨーロッパ流になっていて、もしかしたら検討しないでただ翻訳だけしたのか、何で市民の交流がここに入ってこないのか、文書は半永久的に残るものでせつかく市と市の協定書をつくるんだから少し検討して見直すことはできないのかとの質疑があり、執行部から、今回の協定書については、リンツ市で姉妹都市提携を結んでいるものを参考にオーストリア日本大使館の協力をいただき翻訳し、一度リンツ市のほうに送り内容の確認をとっている。市民との交流というのは、大前提の形で、特に子どもたちや学生の交流をいろんな分野で模索していかなければならないと思っている

ので、ご理解をいただきたいとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第110号 姉妹都市提携の締結については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第11号 ミニポートピア建設反対の陳情書の継続審査について申し上げます。

委員から、9月定例会のときの審査と何ら変わらないということであるから、そのときの審査同様、継続しかないと思うとの意見がありました。

以上、採決の結果、陳情第11号 ミニポートピア建設反対の陳情書については、委員全員一致で継続審査とすべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

9番、伊藤豊美議員。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美議員登壇〕

福祉教育常任委員長（伊藤豊美議員） 福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第5回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例案件3件とその他の案件2件の合計5件であります。

これを審査するため、去る12月8日火曜日に第4委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、保健福祉部市民課所管の議案第97号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部改

正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは、今後、市への申請等でマイナンバーカードを使用しなくとも申請できるとするか、マイナンバーカードを使用しなければ申請できないとするのか何うとの質疑があり、執行部からは、マイナンバーカードを使用しなければ申請できないという規定にはしない。また、住民基本台帳カードも10年間は有効であるとの答弁がありました。

また、委員からは、マイナンバーカードの安全性の精度を上げる必要がある。結果的に市民に被害を及ぼすような可能性があるため反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第97号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部改正については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、子ども未来部子育て支援課所管の議案第100号 那須塩原市保育園条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第100号 那須塩原市保育園条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育委員会事務局教育部教育総務課所管の議案第104号 那須塩原市立幼稚園条例の廃止について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第104号 那須塩原市立幼稚園条例の廃止については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部高齢福祉課所管の議案第106号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

委員からは、那須塩原市シニアセンターの指定

管理者選定に当たって、現在の指定管理者を続けて指定をするとのことだが、選定における審査として、経営が改善されているとか、業務が改善されている等の判断はどこまでしているか伺うとの質疑があり、執行部からは、シニアセンター利用者数が年々増加していることや、創意工夫として筋力トレーニング等の自主事業を行っている。また、利用者のご意見の捉え方もアンケートによらず直接利用者に聞き取りをして、新しい事業につなげている等の業務改善を行っており、その点において評価している。経営の改善という点では経費削減は難しいと思われるが、市として経費節減により利用者の拡大や業務内容の充実という観点から審査を行ったとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、シニアセンターの利用者が増加しているとのことだが、どれくらいふえているのか伺うとの質疑があり、執行部からは、平成26年度の利用者数は1万4,831名であり、平成25年度は1万4,388名であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第106号 公の施設の指定管理者の指定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育委員会事務局教育部スポーツ振興課所管の議案第108号 公の施設の指定管理者の指定についてを申し上げます。

委員からは、那須塩原市体育館施設等の指定管理者の選定における審査項目として、利用者に対するサービスの向上があり、最高の5の評価をしているが、どのような判定でなったのか伺うとの質疑があり、執行部からは、審査委員の意見として、工夫した自主事業を行い、サービスの向上に努めている。また、さらなるサービスの向上のために独自の委員会を設置し、窓口業務や運営業務の改善をする体制ができている。さらに、内部や

外部の研修を行い、スキルアップに努めているとの内容から評価が5となったものと考えているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、債務負担行為で設定する金額は指定管理者が提示した金額か、それとも市が提示した金額か伺う。また、5年の指定期間の中で、金額にずれが生じた場合にはどのようにするのかとの質疑があり、執行部からは、債務負担行為で設定する金額は、公募の際に市が提示した。業務内容に対して指定管理者が見積もりした金額を市が最終的にチェック、精査した額として市が計上しているものである。また、金額のずれについては、今回の指定管理者の指定では、全体の管理に対する5年間の基本協定として契約することになるが、さらに毎年度ごとに年度協定をしており、工事のおくれや新たな業務が発生したときは年度協定で整理した中で、債務負担行為については最終年度に補正を行うことになるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査の経過と並びに結果についての報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

7番、櫻田貴久議員。

〔建設経済常任委員長 櫻田貴久議員登壇〕

建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第5回那須塩原市議会定例会において、

当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件 3 件、その他の案件 3 件、請願 1 件、陳情 5 件の計12件でございます。

これらの審査をするため、去る12月8日、第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第101号 那須塩原市道路占有料徴収条例の一部改正について申し上げます。

建設部道路課の審査では、委員から、現在のここから得られる占用料と改定後の占用料の予測額はとの質疑があり、執行部からは、平成26年度決算報告による道路占用料が1,527万5,372円であり、これに対し約37%ぐらい減になると見込んでいるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第101号 那須塩原市道路占有料徴収条例の一部改正について、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第102号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正についてを申し上げます。

建設部道路課の審査では、委員から、どのくらいの物件がこの法定外公共物の対象になるのかとの質疑があり、執行部からは、赤道については国から譲与を受けたとき公図上ここであるというように受けており、具体的にそれが量的に幾らあるのかという台帳的なものがないため、数量的な部分は把握していないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第102号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第103号 那須塩原市建築審査会

条例の一部改正について申し上げます。

建設部建築指導課の審査では、委員から、これまで建築審査会の委員の任期に関する規定が条例になかった理由は何であるかとの質疑があり、執行部からは、平成18年から当市にも建築審査会があったが、今回地方分権でその任期に関して地方で条例で定めるように法律が改正となり、市の条例を一部改正するものであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第103号 那須塩原市建築審査会条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

生活環境部生活課の審査では、委員から、指定管理者の選定について、前回と今回で選定の結果の点数の変わりはあるかとの質疑があり、執行部からは、前回も市内の業者という点が加点になっており、点数まで同じであったかどうかは認識はしていないが、同じような点数であったと思うとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

産業観光部農務畜産課の審査では、委員から、箒川沿岸運動広場の指定管理者の選定結果の表に関して、評価が3点となっている審査項目の中で、満点でなかった部分はどのようなところかとの質疑があり、執行部からは、審査項目の利用者の平等な利用の確保の中の利用者への適切な情報提供を行う計画となっているのかとの点と、利用者の平等な利用の確保において特にすぐれた点が見られるのかとの点である。また、審査項目の施設の

効果的な活用の中の施設の有効な活用において特にすぐれた点が見られるのかとの点であるとの答弁がありました。

また、他の委員から、1社ずつの応募しかなかったということだが、より広くいろいろな団体から応募されるような仕組みをしていくべきではとの質疑があり、執行部からは、特定という形から公募という形に変えてきた。指定管理全体の制度のあり方について、所管の企画部等にご指摘のような点を問題意識ということで投げかけ、庁内全体で整理しながら、少しでも競争性が高まるような制度にしていきたいと思っっているとの答弁がありました。

次に、産業観光部商工観光課の審査では、委員から、天皇の間記念公園で働いている人はどの地域から来ているのか。また、ふだんは何人ぐらいで運営しているのかとの質疑があり、執行部からは、お願いしているシルバー人材センターがどういう人を配置するのかということにはなるが、働いている方を見ると地元の方が働いているようであり、基本的には2名体制で働いているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第109号 土地改良事業の施行について申し上げます。

産業観光部農林整備課の審査では、委員から、掲げている事業費のほかに市が持ち出すお金はないのかとの質疑があり、執行部からは、掲げているのはおおむね工事費となっており、それ以外に測量委託、設計委託については出てくるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、事業費の算出方法、基準といったところを説明いただきたいとの質疑

があり、執行部からは、こちらは応急工事計画であり、ここで出てくる事業費は応急工事の計画を立てる段階の見積もりであるため、正式に測量、設計をしたものではなく、あくまでも概算での数字を掲げるものであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第109号 土地改良事業の施行については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第1号 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める請願について申し上げます。

委員からは、現在騒がれている地球温暖化を防ぐためには、二酸化炭素を吸収する森林を保護していくということで、国のほうに森林整備関係の予算づけをふやしていただくという意見書の提出についてはすべきものであると考えるとの意見がありました。

採決の結果、請願第1号 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める請願については、委員全員一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第13号 那須塩原市日の出地区公営上水道設置に関する陳情について申し上げます。

委員からは、この区域については、平成29年度の計画の見直しの中で給水区域となる方向で検討をしていると理解しているところがあるが、陳情を採択した場合に、陳情者から、採択になったのだから計画が変更になったらすぐに水道管が布設されるというような誤った認識をされてしまうと困ると考えるので、今回の陳情については不採択としたいとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、給水区域に入れば、市の管が通っているすぐ近くは工事費がさほどかからず市の水道を使用できるようになるということを見ると、遠いところはきちんと試算をした

上で、工事費の予算を出していくということで対応していけるように思うので、採択したいという意見がありました。

また、討論では、執行部においては、平成29年度の水道事業の基本計画の改定にあわせて、この区域が給水区域となる方向で検討していると理解しているところである。今回の採決結果にかかわらず、給水区域には入ってくる方向で検討されていくものと思われ、給水管に隣接する土地の所有者については、給水区域に入れば使用できる形になる。陳情の中の基本計画の中の公営上水道布設予定地区に入れてほしいという文言の前に、その第一歩としてということが入っているの、採択した場合、給水区域に入るだけではなく、すぐに施工をとという形をとれることも当該地区については、まだ、道路等の布設について等、調査検討が必要な部分がたくさんあるので懸念される。よって、不採択としたいとの討論がありました。

採決の結果、陳情第13号 那須塩原市日の出地区公営上水道設置に関する陳情については、委員全員一致で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第14号 那須塩原市遅野沢地区公営上水道設置に関する陳情について申し上げます。

委員からは、現在市の配水池から持っていくことについて圧力が足りない状況であり、これを解消するには莫大な費用がかかってくるということであるので、今回の陳情に関しては不採択としたいとの意見がありました。

採決の結果、陳情第14号 那須塩原市遅野沢地区公営上水道設置に関する陳情書については、委員全員一致で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第15号 那須塩原市横林地区公営上水道設置に関する陳情書について申し上げます。委員からは、この区域は既に給水区域の中に入っており、この区域の中央部に走る市道については、

給水管の布設工事まで終了している。既に給水区域には入っている状況なので、本件については不採択としたいとの意見がありました。

採決の結果、陳情第15号 那須塩原市横林地区公営上水道設置に関する陳情書については、委員全員一致で不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第16号 那須塩原市塩那平地区公営上水道設置に関する陳情について申し上げます。

委員からは、この区域は大部分土地が給水区域に入っており、また、定住軒数が1件ということであるので、本件については不採択とすべきとの意見がありました。

採決の結果、陳情第16号 那須塩原市塩那平地区公営上水道設置に関する陳情書については、委員全員一致で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第17号 那須塩原市塩那パーク地区公営上水道設置に関する陳情書について申し上げます。

委員からは、この区域については、既に全てが給水区域に入っているため、本件については不採択とすべきとの意見がありました。

採決の結果、陳情第17号 那須塩原市塩那パーク地区公営上水道設置に関する陳情書については、委員全員一致で不採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

12番、鈴木紀議員。

12番（鈴木 紀議員） 総務企画常任委員長にお尋ねをいたします。

今定例会での取り扱いは、継続となりましたけ

れども、本陳情案件は、前定例会においても継続審査扱いとなっていました。今期付託されたものであります。本定例会開会までの閉会中に委員会として、審査、調査等何らかのアクションを図られたのかお尋ねをします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

10番、松田寛人議員。

総務企画常任委員長（松田寛人議員） 今の質疑でございますけれども、前回9月定例会において、当委員会でも継続審査ということで、今期また付託をされたということでございますけれども、現在まだ役所のほう等にまだ行政手続等のものがまだ情報としては入ってきておりませんので、審査すべきものなのか審査しないべきなのかということとを委員会では話をさせていただきました。

何の情報もないというところが今現時点でございますけれども、そのような形、まだ何かアクションがあれば委員会のほうでも動くということでございますけれども、いまだアクションがないということなので、今回も継続審査という形をとらせていただきました。

議長（中村芳隆議員） 12番、鈴木紀議員。

12番（鈴木 紀議員） この質疑をさせていただいたのは、継続事案に関しては、議会運営の行政事例として、継続審査に特に期限を付さない限り継続審査の期間は次の会期までとするとあります。特別なことがない限り継続審査を続けることはないと思い、その上で質疑をさせていただきました。

なお、当市議会では、過去にも請願陳情の継続審査を連続して取り扱ったことがあります。そのときの事例は、市当局から市の小中学校を適正配置に関する計画の素案が示され、それに伴って学校存続を求める陳情であったか、請願であったか忘れましたが、提出されたことは事実で

あります。しかし、市の素案が一度は示されながら、提出が先延ばしにされたため、正式な提出を待って審査するという条件をつけ、それを議員全員が了承したため連続して継続審査として扱ったと記憶しています。今回のケースとは別ではないかと、私副議長ということであることで私の考えでございます。

そこで、2つ目の質疑ですけれども、継続として結論が出されるに当たって、委員からはどのような意見が出されたのか、また、委員から本定例会審査において結論を出すといった意見は出なかったのか、以上2点をお尋ねします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

10番、松田寛人議員。

総務企画常任委員長（松田寛人議員） ただいまの質疑でございますけれども、さきにそのような意見はございませんでした。

ただ、私委員長といたしましても、継続審査2回連続で行うということで、何かの結果を出さなきゃいけないということはよく重々わかっております。ただ、現在ミニポートピアを建設するしないかというところの場所につきまして、上赤田地区という所でございます。以前、産廃問題でいろいろと右往左往した地区でございます。やはり、そういうものに対してとても敏感な地区でございますので、今後そういうものをよく重々私ども委員会としては考えております。

ですから、今回の継続、よく考えた上で委員会のほうでは結果を出させていただきました。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ただいまの委員長の発言に、上赤田地区の産廃運動で表現が右往左往という表現を使っていたことにちょっと遺憾を感じる

のと、黙っていようと思ったんですけども、この陳情はなぜ出ているかということを考えると、この陳情を起こさなければ、職員の皆さんもこの議会の皆さんも知らなかった。申請をされてからでは、事業はどんどん進んでしまうということがあるので知ってほしいという趣旨も込めて陳情を出されていると思います。

そういった意味では、この審査に当たって、今までの期間にどれぐらい現地に行ったり、このポートピアがどういう事業なのかということをどれぐらい調べたかをもう一度ご説明をいただいて、そういった上で動きがなかったのが、今回はもう一度改めて継続だということであればいいですけども、本当に何も動きがなかったのかどうかも含めて、どの程度今回今までの間に調査をしてきたのかご説明をいただきたい。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

10番、松田寛人議員。

総務企画常任委員長（松田寛人議員） 地元の方々の意見等々、陳情書の意見等々を当委員会で諮らせていただきまして、ただ、今の質疑に対しましても、重々当委員会でもわかってはおります。ただ、動きがある前に、先ほどご意見がありましたように、先に動きがある前に物事が進まないようにポートピア建設の反対の陳情を出したということでございますけれども、当委員会、ただ、陳情書の書類だけで判断するというところでございましたけれども、まだ動きがあるのかないのか、そのほうをよく重々考えまして、今後調査を継続しながら、引き続き審査をしていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

初めに、議案第94号について討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 皆さん、おはようございます。

11番、日本共産党の高久好一です。

議案第94号 那須塩原市行政不服審査会条例の制定について反対する討論です。

国は異議申し立てをなくし、審査請求に一元化する行政不服審査法改定案を2014年6月、賛成多数で可決成立しました。これを受けて、市の条例を制定するものです。

反対する理由は、市の条例の3条では、審査会は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織し、任期は2年とし、再任も妨げないとしています。審査委員について議会の議決は必要としていません。市長が委嘱するだけで、どうして公正性や公平性が担保できるのかの条項は見当たりません。公正性や公平性を担保するため、議会での議決を加えるべきです。

第2の理由は、8条で4条の規定に反し、秘密を漏らした者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとしています。罰金の額だけを大きく見せても公平性は守れるものではありません。

国の制度では、一元化によって異議申し立ての再審査請求にかわり、専門的な知識を有する参考人からの陳述や検証もなくなった中で、簡易な手続で事実関係の再調査としての処分の見直しを行うとしています。陳述も検証もないとなれば、再

審査は、市民にとってなおざりの対応としか言えません。簡易といっても申し立て人のためではなく、行政側の迅速化だけを進めるものにすぎなくなり、この制度では救済の仕組みが後退しかねないと危惧するものです。国民の権利が狭められるもとのこの制度が適用されることには賛成できません。

議案第94号 那須塩原市行政不服審査法の施行に伴う関連条例の制定について、反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、8番、大野恭男議員。

〔8番 大野恭男議員登壇〕

8番（大野恭男議員） 議席番号8番、大野恭男です。

議案第94号 那須塩原市行政不服審査会条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

まず、不服申し立ては、行政処分の相手方がその処分に不服がある場合に行政機関に対して不服を申し立てる制度のことではありますが、平成26年6月の行政不服審査法の改正では、その制度の公正性、透明性をさらに向上させるという観点から、審査請求の採決についてその妥当性をチェックするため、第三者機関による調査審議手続を設けることとされました。

今回の条例制定は、そうした法改正を受け、本市においても不服申し立て制度の公正性や透明性をより高めるため、第三者機関として那須塩原市行政不服審査会を設置する必要があることから、その設置に係る条例を制定するものであります。

第三者機関は弁護士や大学教授、税理士など、極めて高い専門的知識を有する委員によって構成されるものですが、不服申し立ての審議の中にこうした機関による手続が加わることで、法改正の趣旨である審査の公正性や透明性が向上すること

に加え、市民一人一人の行政への信頼感を高めることにもつながるものと考えております。

法改正に基づく新たな制度の導入と運用により、不服申し立てに係る制度の向上を図るとともに市民の信頼に応え、市民のための行政を進めていただくことを期待してこの議案に賛成するものであります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第94号については、常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第94号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第94号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号について討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第95号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について、反対する討論です。

国は異議申し立てをなくし、審査請求に一元化する行政不服審査法改定案を2014年6月賛成多数で可決成立させました。市はこれを受けて市の条例を整備するものです。

市の条例では、第1条で異議申し立ての文字をなくし、再調査の請求と置きかえています。第2条では、住所のところに居所の文字を加え、虐待やDVの被害にも対応しました。

謄写手数料として、写しの交付料を新たに設定し、3条でも新たな写しの手数料の設定を加えて

います。1枚は安価でも、情報開示などを行おうとする際、思いのほか枚数がかさんで予想外の費用がかかることがよくあります。市はこうした料金にも配慮を行うべきです。

さらに、第6条では、那須塩原市情報公開条例の一部を改正し、不服申し立てを審査請求に改め、情報開示についての字句の整理を行います。附則として、条例の施行期日は、国の行政不服審査法の施行日とするものです。

国の制度の一元化により、再調査請求にかわって専門的な知識を有する参考人からの質疑や陳述や検証もなくなった中で、簡易な手続で事実関係の再調査をして処分の見直しを行うとしています。陳述も検証もないとなると、再調査は申立人となる市民にとってなおざりの対応としか言えません。簡易といって、市民のためではなく、行政側の迅速さだけを進めるものにすぎなくなるのではないかと、このような制度では救済の仕組みが後退するのではないかと危惧を強くするものです。市民の権利が狭められ、負担も増す中で、このような制度が適用されることには反対します。

現在、全国で行われている年金受給者による国の年金削減に対する異議申し立てでは、国は高等裁判所所在地でしか受け付けを行わなくするなど、国民の権利を不当に狭める行為を行っています。我が国では、過去に行政不服の申し立ての手続によって、行政が認識し得なかったことが明らかになり、国民にとってはよりよい行政の改善につながることも期待されています。例えば、水俣病認定申請の審査請求では、国の不服審査会が最高裁の裁判を受けて、熊本県が行った棄却処分を取り消した例も生まれています。総務省は、行政不服審査と訴訟は連鎖して、その後の行政処分にも影響は出ると答えています。市はこうした立場に立って、市民の素朴で多様な要求に沿った支援を行

うべきです。

議案第95号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について、反対する討論を終わります。議長（中村芳隆議員） 次に、2番、星宏子議員。

〔2番 星 宏子議員登壇〕

2番（星 宏子議員） 議席ナンバー2番、公明クラブ、星宏子です。

議案第95号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について賛成の立場で討論を行います。

今回の関係条例の整備は、昭和37年の行政不服審査法制定以来、50年以上法改正がなく、時代に即した見直しを実施したものです。公正性、透明性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大という観点から、平成26年6月にこの法の全部が改正されたことに伴い、市が定める条例のうち、改正の必要がある7つの条例について整備を行うものです。使いやすさの向上の例として、具体的には不服申し立てをすることができる期間を60日から3カ月に延長することや、不服申し立ての種類を審査請求へ一元化すること、審査請求を審議するに当たって、提出された資料を謄写するために必要な手数料の規定を設けることなど、対象となる条例の一部を改正するものです。

制度利用における利便性の向上を図り、市民の皆様にとって平成28年4月1日からの手続を円滑に進めて異議申し立ての制度を市民のための制度としていくためにも、今回の条例整備は必要なものと考え賛成いたします。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第95号について、常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第95号について、委員長報告のとおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第95号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号について討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第96号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について反対する討論です。

今回の条例は、国のマイナンバー制度の施行に伴い、条例の一部改正を行うものです。あわせて字句の整理を行います。市の有する特定個人情報のうち、市長、教育委員会が行うひとり親家庭医療費助成、重度心身障害者医療助成、学校保健安全法に要する費用や医療、奨学金や就学援助などを目的に情報提供を行うものです。施行日を国に合わせ、平成28年1月1日とします。

那須塩原市は、福祉全般、介護保険、国保、後期高齢者医療などの手続でマイナンバーを使用します。一人一人の生活状況を考慮せずに大切な管理が必要な通知番号を送りつける。国の乱暴なやり方が改めて問われています。国は、国民全員への番号通知が終わるめども立たないのに、1月からマイナンバーや顔写真を記載した個人番号カードを1,000万人に交付する計画です。身分証明書以外にほとんど使い道がなく、むしろ紛失すると個人情報は漏れるリスクの極めて高いカードです。申請は任意なので強制はありません。そんなマイナンバーカードの危険性をほとんど説明せず、普及ばかりに力を入れる国の姿勢は、国民のプライ

バシーを危うくするものです。国は、情報漏えいが発生したため、今回は見送ったマイナンバーに年金、預金や健康情報などを組み込み、民間分野への利用拡大を狙っています。しかし、1つの個人番号を官民共同で広く使っている国はアメリカ、韓国など少数です。アメリカでは、個人情報の漏れいや成り済ましなどが後を絶たず、大きな社会問題になっているのが実態で、マイナンバーの見直しを求める声が大きくなっています。このような危険な道に市民を踏み込ませてはなりません。日本全国16カ所でマイナンバー制度差しとめの裁判が提訴されています。市民が実際に番号を手にしてからも不安は広がるばかりです。

那須塩原市は、福祉全般、介護保険や国保、後期高齢者医療などの手続でマイナンバーの記入を想定していますが、一方で法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して、他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合には、この限りではないともしています。国は、個人番号がなくとも、今までどおりの手続で不利益をこうむることはないと答弁しています。市民は、マイナンバーがなくとも今までどおり安心して暮らしていける那須塩原市を求めています。

市は、来年の1月のマイナンバーの実施を延期して、制度の危険性を検証、再点検し、廃止に向け見直すことこそ市民に伝える道です。議案第96号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、5番、佐藤一則議員。

〔5番 佐藤一則議員登壇〕

5番（佐藤一則議員） 皆さん、こんにちは。

議席番号5番、TEAM那須塩原、佐藤一則です。

議案第96号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、賛成の討論を行います。

日本に住む私たちには、実は既にさまざまな番号が割り振られています。住民票に住民登録番号、年金に基礎年金番号、健康保険に保険者番号、税金に整理番号、これらは既に個人ごとに割り振られ個々の役所で使われています。ところが、番号がそれぞれ違うために役所間での情報共有には不向きでした。そのため、私たちは、これまである役所に書類を提出するために別の役所から別の書類を取得し添付するという不便さを味わっていました。マイナンバー制度の導入により、社会保障、税分野において統一の番号ができ、役所間の情報共有が容易となります。

次は、災害時のメリットであります。東日本大震災では、被災3県で1万5,786人（2012年3月11日現在）の死者が発生しました。そのうち、60歳以上の高齢者は1万85人と死者数の65.8%を占めています。この教訓から学べることは、災害時における正確な要支援者情報の重要性であり、その前提となる要支援者リストの整備維持の重要性です。

マイナンバー制度の導入により、自治体は必要に応じて家族の状況、個人の健康保険や介護保険の利用状況などを確認、持病、障害等の把握ができるようになり、要支援者リストの整備を行いやすくなります。また、災害後の被災者生活再建支援金などの給付においても、個人の資産状況、健康状態の把握、これまで以上に適切な給付ができることから、議案第96号 那須塩原市行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、賛成の討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第96号については、常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第96号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第96号については原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

議長（中村芳隆議員） ここで、7番、櫻田貴久議員より発言があります。

7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 先ほどの建設経済常任委員長の報告の中で、議案第101号 那須塩原市道路占有料徴収条例の一部改正についてと発言しましたが、正式には占有料ではなく、占用料ですの

で、訂正をお願いします。失礼しました。

議長（中村芳隆議員） 次に、議案第97号について討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第97号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について、反対する討論です。

市は、国のマイナンバー制度の施行により、那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正します。住基カードでは国も那須塩原市も大きな無駄遣いをしてしまいました。これから10年間使用できるものも平成37年12月31日に廃止します。附則で、この条例は平成28年12月1日から施行するとしています。危険なマイナンバー制度の実施を前提にした住基カード廃止であり、賛成することはできません。

マイナンバーは、過去国民背番号制や共通番号とも言われてきました。社会福祉分野や税の分野など、管理しやすいよう共通の番号をつくり、さまざまに利用するとしています。非常に危険性が高いので、これまで何度も廃案になってきました。制度の名前が変わっただけで、今後は機能が追加され、情報が集約されるため、非常に価値が高くなり危険性がさらに増大していきます。

国のマイナンバー導入で矢面に立たされているのは自治体や職員です。住民に番号をつける作業や住民基本台帳のシステムの改修、個人情報の管理対策など事務は多岐にわたり、自治体の負担は増す一方です。従来の仕事にマイナンバーの業務も加わり、運用も個人情報も管理できるのか不安

だ、市民のメリットも感じられず、このまま進めていいのか疑問だなどの声が聞かれます。

情報漏えいや安全対策はどうか、自治体がみずから評価するお手盛りの特定個人情報保護評価でさえ住民基本台帳に関する全項目評価を公表した自治体は152だけです。那須塩原市は情報漏えい事故を起こした取手市と同じ基本評価を行ったことが答弁されています。制度導入の前提は安全とは言えない状態です。

今、配達されている通知カードもカードを受け取らなくても罰則はありません。1週間は郵便局に保管され、それを過ぎると市町村に3カ月間は保管されます。さらに、それを過ぎると廃棄されます。マイナンバーの受け取りを拒否して困ることはないか心配だと思つ方もいます。政府はあくまで番号記載は任意で、番号なしでも政策上不利な扱いはしないと答弁しています。税の確定申告では、来年28年度の確定申告から記入義務になるので、実施には再来年の3月の確定申告からマイナンバー記入となります。仕事上、どうしても必要な人が出てくるかもしれませんが、後から入手することも可能です。会社も個人のマイナンバーを集めるようになりますが、断られて入手できずと記入すれば基本的にはそれで大丈夫です。市民には身分証明書になりますが、クレジットカードのススキミングのような犯罪に利用される可能性が高まります。個人情報保護の観点からも危険です。

政府は、番号通知カードがことし中に届けられるのかめどが立たないまま任意の個人番号カードを来年1月から3カ月間で1,000万人に普及させたい方針です。行政の効率化と国民の利便性をうたっていますが、その狙いは徴税の強化と社会保障の效果的削減のための資産、収入の調査など、マイナンバーを使用します。

IT産業をもうけさせるために多大な税金を使い、マイナンバー市場3兆円とも言われる新たな公共事業としても問題があります。政府の検討会議で委員を務めていた企業が発注額862億円の約9割に当たる772億円を会議メンバー9社で独占していることは報道されています。発注方法にも不可解な点が浮かび、18件の事業が入札を伴わない随意契約で行われ、契約額は予定価格の99.98%と談合が疑われるケースです。

マイナンバーの情報漏えいは防ぎ切れません。情報漏えいをしていても、事の性質上すぐ本人にはわかりません。一旦、漏えいしてしまったら、回収が不可能で取り返しがつかない危険性を伴います。こうした無駄な制度は根本的に廃止させるべきです。ITはもっと市民に喜ばれ、市民に役立つ仕組みづくりのためにこそ使うべきです。

議案第97号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、1番、藤村由美子議員。

〔1番 藤村由美子議員登壇〕

1番（藤村由美子議員） 1番、藤村由美子です。

議案第97号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、住民基本台帳法の一部が改正され、平成28年1月1日で住民基本台帳カードに関する規定が廃止されます。このことにより、新たに住民基本台帳カードは発行できなくなります。そのため、このカードの利用目的を定めている那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の中に記載されている住民基本台帳カー

ドという文言が指すものは、改正前の住民基本台帳法に基づいて既に交付されたものであると特定するために今回一部改正するものです。また、新たな発行ができなくなるとともに、既に交付された住民基本台帳カードについては、交付から10年間の有効期限までは利用可能とするという経過措置がとられることに伴い、この住民基本台帳カード利用条例そのものが10年後には失効するということを附則として追記するものです。

いずれも、市が行政事務を行う上で必要不可欠な条例改正であると考えますので賛成いたします。議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第97号については、常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第97号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第97号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号について討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第98号 那須塩原市税条例等の一部改正について反対する討論です。

今回の市税条例の一部改正は、第1条関係では、現行の8条から17条までを削除し、18条では不服申し立ての文字を審査請求に置きかえます。行政不服審査法の改正で、道路運送車両法、小売商業調整特別措置法、労働保険の保険料の徴収に関する法律、そして、石綿による健康被害救済に関す

る法律、この4法律が今回の整備法の中で整理されて、今回の条例の審査請求では対応できなくなります。市の条例の一部改正には反対します。

第2条関係では、マイナンバー制度の個人番号または、法人番号の導入に対応するためのもので、これらの番号を有しないものにあつては、住所または事務所、もしくは事業所の住所及び氏名及び名称に改めるとあります。

日本国内での税の徴収を効率よく強化するためにつくられたのがマイナンバー制度です。日本が目指しているのは、行政と民間が多くの分野で同じ番号を使う官民共通の番号制です。アメリカの社会保障番号も官民共通ですが、アメリカは任意によって番号をつける制度です。官民共通で強制付番という点では、日本のマイナンバーは韓国の住民登録番号に極めて近い危険な制度であり、反対する以外にありません。

また、法人番号は、赤字であっても、従業員数や経営規模などによって課税するための外形標準課税に向けた対応であり、賛成のできるものではありません。これらの税では、市民や中小企業から漏れなく徴収する一方で、多国籍企業などが海外で上げた莫大な利益については、お構いなしの大変不公平な制度です。

マイナンバー制度は、市民には何の利益もなく、情報漏えいや成り済ましなど、リスクの多い制度であり、廃止する以外にありません。市はこうした立場に立って、市民の生活を支えるための条例こそしっかり力を入れていくべきです。

議案第98号 那須塩原市税条例等の一部改正について反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、3番、相馬剛議員。

〔3番 相馬 剛議員登壇〕

3番（相馬 剛議員） 議席番号3番、相馬剛です。

議案第98号 那須塩原市税条例等の一部改正について賛成討論を行います。

今回の改正は、平成27年度国の税制改正により今年3月31日付で専決処分が行われた残りの徴収猶予の見直しや、たばこ税の特例税率の廃止など、所要の改正であります。猶予制度の見直しについては、災害時などの納税者の負担軽減を図るとともに、課税の適正化などの環境整備を図る制度で、国の見直しにあわせ地方税についても見直しが行われるため必要な改正です。

主な見直しは、納税者の申請に基づく管下の猶予制度を創設されたこと、法人市民税にかかわる規定を法人事業税と同様に改正する。また、軽自動車税の減免申請期間を十分に確保する改正、ほかにたばこ税では旧3級品の特例税率を3級品と同じ税率に改正、行政不服審査法の全部改正に伴う改正などです。地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が実情に対応した政策展開ができるよう自主的に判断し、条例が決定できる仕組み、地方決定型地方税特例措置が導入されたための条例改正であり、住民、あるいは納税者の利便性向上や公平性の適正化を図るため必要なものと思われま。

以上のことから、議案第98号 那須塩原市税条例等の一部改正について賛成する討論といたします。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第98号については、常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第98号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第98号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号から議案第106号までの8件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

議案第99号から議案第106号までの8件について、各常任委員長の報告はいずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第99号から議案第106号までの8件については、各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第99号から議案第106号までの8件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号について、16番、君島一郎議員は、この議案の審議の対象となる団体、塩原土地改良区の理事長の職にあります。

よって、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、ここで退席を求めます。

〔16番 君島一郎議員退席〕

議長（中村芳隆議員） 審議を続けます。

議案第107号については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

議案第107号について、常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第107号については、委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第107号については、原案のとおり可決されました。

ここで、16番、君島一郎議員の着席を求めます。

〔16番 君島一郎議員着席〕

議長（中村芳隆議員） 君島一郎議員に申し上げます。

ただいまの議案第107号については、原案のとおり可決されましたので、お伝えいたします。

次に、議案第108号及び議案第109号の2件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

議案第108号及び議案第109号の2件について、常任委員長の報告はいずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第108号及び議案第109号の2件については、委員長の報告どおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第108号及び議案第109号の2件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号について討論を許します。

18番、金子哲也議員。

〔18番 金子哲也議員登壇〕

18番（金子哲也議員） 18番、金子哲也。

議案第110号の賛成討論をいたします。

南ドイツのドナウエッシンゲンに端を発して数千キロの流れてきた大河となってオーストリア共和国に入り、やがてリンツ市の中心部をゆったりと流れて通りウィーン、ブダペストなど、幾つもの都市を通り過ぎて黒海に流れ込んでいくのがヨーロッパの美しい大河ドナウ川です。

リンツ市は、このドナウ川を中心に発展した町です。世界中の音楽愛好家に親しまれるリンツ交響曲というのがありまして、モーツァルトがここに滞在して作曲したリンツ市の誇る交響曲です。また、10曲に及ぶ大交響曲を残した大作曲家、アントン・ブルックナーの生まれた町です。そして、

「石さまさま」などで知られるあの透き通るような人の心を描いた世界的文学者シュティフターの町でもあります。さらに、リンツのケプラー大学に象徴される偉大な科学者ヨハネス・ケプラーを生んだ町でもあります。

リンツ市は、ドナウ川を挟んで美しい川べりと美しい丘、美しいお城、そして、美しい中央広場、そして、たくさんの美しい教会、美しい音楽ホール、古い市役所と新しい市役所、そして、美しい田園と美しい町並み、その町並みを行き交う美しい人々、こんなすてきな都市と姉妹提携になれるなんて、奇跡としか言いようがありません。

教育の問題を初め、子育てやお年寄りの問題、貧困や健康、福祉の問題、自然エネルギーと環境の問題、森林と木材の問題、農業や食料の問題、そして、工業都市としての工場や雇用の問題など、これらのたくさんの問題を我々は身近にリンツの中から見る事ができるでしょう。たくさんのものを研修したり、学ぶことができることになるでしょう。世界に広く目を開き、心を開くことができるでしょう。永世中立国であるオーストリアの中の州都としてのリンツは、ヨーロッパの歴史と伝統の中にあり、古いものと新しいものが両立して、調和して存在しています。その古いものと新しいものが混在してあるのです。このことは、我が那須塩原市にとってとても参考になることであります。伝統のヨーロッパでも最も古いお菓子として伝わるリンツアートルテを初め、チーズやバターやハム、ソーセージなどの食料品、また、子どもたちに夢を育む古いものと現代の最新の科学の粋を尽くした博物館であるアルス・エレクトロニカ・センター、どこまでも広い田園地帯とオーストリア国内有数の工業地帯、古さだけではなく、新しいものへの挑戦とバランスは、我が那須塩原市に共通するものを感じさせられます。

この提携によって、特別の人たちだけが交流するのではなくて、大勢の一般市民が芸術はもとより、いろんな形で交流を盛んにすることによって20年後、30年後にはどんなに大きなこのまちの財産となり、我がまちがどこまで格の高いまちに向上していくか、はかり知れないものがあります。これは、やがて定住促進の最たるものにつながります。

この提携が、今後阿久津市政にとって最大かつ最高の業績になるだろうことを私は今予言したいと思います。ということで、両市の友好と協力のもとに文化的、歴史的発展につながることを願って、リンツ市との姉妹都市提携の締結に心から賛成いたします。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第110号について、常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第110号について、委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第110号については原案のとおり可決されました。

次に、請願、陳情等に入ります。

まず、請願第1号については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

請願第1号について、建設経済常任委員長報告は採択であります。

採決いたします。

請願第1号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、請願第1号については採択と決しました。

次に、継続審査となっていた陳情第11号については、引き続き継続審査としましたので報告をいたします。

次に、陳情第13号については、討論の通告者おりませんので、討論を省略いたします。

陳情第13号については、建設経済常任委員長報告は不採択であります。

採決いたします。

陳情第13号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第13号については不採択と決しました。

次に、陳情第14号については、討論の通告者おりませんので、討論を省略いたします。

陳情第14号については、建設経済常任委員長報告は不採択であります。

採決いたします。

陳情第14号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第14号については不採択と決しました。

次に、陳情第15号については、討論の通告者おりませんので、討論を省略いたします。

陳情第15号については、建設経済常任委員長報告は不採択であります。

採決いたします。

陳情第15号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第15号については不採択と決しました。

次に、陳情第16号については、討論の通告者おりませんので、討論を省略いたします。

陳情第16号については、建設経済常任委員長報告は不採択であります。

採決いたします。

陳情第16号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第16号については不採択と決しました。

次に、陳情第17号については、討論の通告者おりませんので、討論を省略いたします。

陳情第17号については、建設経済常任委員長報告は不採択であります。

採決いたします。

陳情第17号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第17号については不採択と決しました。

議案第87号～議案第93号の

常任委員長報告、質疑、討論、

採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、議案第87号から議案第93号までの7件を議題といたします。

ただいま申し上げました議案7件については、

予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、10番、松田寛人議員。

〔予算常任委員長 松田寛人議員登壇〕

予算常任委員長（松田寛人議員） これより予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第5回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第87号から議案第93号までの平成27年度補正予算案件7件であります。

これらの付託案件を審査するため、12月14日曜日午前10時から本庁303会議室において予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から各分科会における審査経過の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

初めに、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）につきましては、委員からの質疑及び討論はありませんでした。起立による採決の結果、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号から議案第92号までの特別会計に係る補正予算案件5件につきましては、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第93号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算常任委員会の報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

まず、議案第87号について討論を許します。

20番、山本はるひ議員。

〔20番 山本はるひ議員登壇〕

20番（山本はるひ議員） それでは、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）に対して、反対の立場で討論をいたします。

今回の補正予算のうち、民生費、認可保育園費の中の平成22年度から4年間に受け取った補助金の返還金については、ことし3月の国の会計実地検査の結果、本市の計算方法の誤りが指摘され、延長保育促進事業に係る分について4年間分2,082万5,000円を国・県に返還するよう求められたために発生する補正予算です。

このような多額な返還金が発生した理由は、当初からこの補助金の算定について、国が示す算定方法をとっていなかったことによるものであり、さらには、指摘されるまでそのことに気づくことなく、そのまま事務事業を引き継いできたことが大きな要因の一つであると考えられます。

私は、11月の議員全員協議会及び12月7日の本会議の議案質疑において、補助金の返還金が発生した経緯と補助金支出のチェック体制や、今後の改善方法についてお尋ねをいたしましたが、要領を得るお答えをいただけませんでした。しかも、国の規定による時間の単位や児童数について誤認

していたことが最初の誤りであったと説明しているにもかかわらず、全員協議会においても本会議においてもその誤りの原因追及や改善策についての説明がなく、行政責任とともに説明責任も果たされていません。誰にでも間違いはあります。しかし、誤りは次に繰り返すことのないように十分な検証と、その検証に基づく改善を図っていかねなければなりません。

予算執行については、それが正しく使われていることを納税者に対し説明する責任が執行者側にも、また、予算を審議する私たち議会にもあります。保育対策等促進事業がその目的に沿って間違いなく円滑に推進されているなら、そもそもこの補助金返還のための補正予算は必要のないものです。今後、二度とこのような間違いが起きないように事務処理体制の見直しや、今後の改善方法について、しっかりと確立させた後に改めて補正予算として計上をすべきと考えることから、この補正予算には賛成できません。

以上、一般会計補正予算（第5号）に対する反対の立場での討論といたします。

議長（中村芳隆議員） 次に、23番、平山啓子議員。

〔23番 平山啓子議員登壇〕

23番（平山啓子議員） 議席23番、公明クラブ、平山啓子でございます。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整のほか、年度内に不足する経費の追加と喫緊の政策課題に対応するために必要な経費について予算措置を行うものです。また、これら歳入歳出予算補正のほか、指定管理者制度等に係る15件の債務負担行為補正を行うものです。主

な補正内容は、総務費においては、来年施行される18歳選挙権年齢の引き下げに関する新規事業として委託料選挙システム改修業務が予算計上され、来年の参院選に備えるものです。民生費においては、生活困窮者自立支援事業として本年4月に生活困窮者自立支援制度がつくられ、今回の学習支援は、生活保護、準要保護の子どもたちが対象であり、格差の解消につながる大切な事業です。また、毎年計上されます障害者福祉サービス費、自立支援医療費、生活保護費などがあります。衛生費においては、妊産婦医療費助成事業があります。土木費では、事故防止のための道路除雪対策事業が計上されております。教育費では、外国語教育推進事業として新規で小中一環英語教育カリキュラムなど、いずれも年度内に不足する経費についての予算措置です。

保育対策等促進事業費補助金の返還につきましては、平成27年3月9日に会計実地検査を受け、延長保育促進事業分について指摘を受け、訂正分実績報告書及びてんまつ書を10月15日に提出、まだ、再確定の連絡は来ていないとはいえ、今後は今まで以上に部課内で事案に関する研鑽を図り、適正な執行について対応していただくことを願います。

以上のことから、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について賛成いたします。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第87号について、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第87号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第87号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号から議案第93号までの6件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

ただいまの6件について、予算常任委員長報告はいずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第88号から議案第93号までの6件については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第93号までの6件については、原案のとおり可決されました。

発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第3、発議第12号 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設経済常任委員長、7番、櫻田貴久議員。

〔建設経済常任委員長 櫻田貴久議員登壇〕

建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） 発議第12号 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める意見書の提出について提案のご説明を申し上げます。

森林は、食料や水、木材エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全安心、国土環

境を守る重要な国民共通の財産です。しかし、森林、林業、木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にあります。このような状況下で、間伐等による森林吸収源対策に係る森林整備予算については、この間、年度当初予算では確保できず、平成27年度においても森林吸収源に係る森林整備の必要量、年平均52万haの間伐等を確保できず、平成26年度補正予算を合わせても47万ha程度の間伐等予算にとどまっています。

こうした中、平成27年度税制大綱及び骨太方針2015において、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し森林整備等に係る受益と負担の關係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得るとされたことです。

また、山村振興対策については、山村振興法を基本理念が盛り込まれた附帯決議が確認されたものの、その附帯決議を踏まえた国・地方段階での具体的な対策が必要となっています。

よって、森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興法に基づく山村振興対策の推進を図るべく国会及び政府に対し、1、地球温暖化防止対策に不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、地球温暖化対策のための税を用途に森林吸収源を追加する等、森林整備推進等のための安定財源を確保すること。2、地域振興、山村振興に向け、森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の促進を図るとともに、定住を促進するため、地域の中小企業における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の増大、

改善を行う企業に対する支援等必要な方策を講じることの2つの事項を実現するよう強く要望し、意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解の上、ご賛同くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会

の所管事務調査報告について

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第4、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

関係委員長は登壇の上、報告願います。

初めに、福祉教育常任委員長、9番、伊藤豊美議員。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美議員登壇〕

福祉教育常任委員長（伊藤豊美議員） 福祉教育常任委員会の所管事務調査における行政視察の報告を申し上げます。

平成27年10月13日から14日水曜日の2日間にかけて委員8名が参加し、東京都三鷹市と多摩市を視察してまいりました。

まず、10月13日は、三鷹市子ども家庭支援センターで育児ヘルパー制度と子育て支援制度について説明を受けました。子育てヘルパー制度は、今後核家族化が進展することが予想される那須塩原市においても、定住促進の施策の参考になるものと思われま。

次に、14日に東京都多摩市役所でE S D教育、ユネスコスクールについて説明を受けました。E S D教育の目指す2050年の大人づくりは、那須塩原市の教育における長期的な目標の参考となるものと感じました。詳細につきましては、お手元に配付いたしました報告書をお目通しください。

以上で、行政視察の報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、議会運営委員長、20番、山本はるひ議員。

〔議会運営委員長 山本はるひ議員登壇〕

議会運営委員長（山本はるひ議員） それでは、議会運営委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

お手元の報告書にございますように、10月5日から7日まで北海道釧路市など3市町に行政視察に行つてまいりました。

目的は、議会改革と議会活性化の先進的な取り組みを視察し、当委員会の運営及び本議会に生かしたいというものです。それぞれの議会改革に対しては、積極的な取り組みを学び、また、住民に

開かれた議会運営とはということで議論を重ねているその過程を視察してまいりました。

議会と住民のかかわり方や広報・広聴活動に対する工夫、あるいは政策提案のための勉強の仕方など新たな試みが多く、議会報告会の持ち方や通年議会への考え方など、学ぶところが多かったと思います。

詳細につきましては、お手元の報告書、また資料は事務局にございますので、ごらんいただければ幸いです。

以上で報告といたします。

議長（中村芳隆議員） 以上で、所管事務調査報告を終わります。

#### 市長挨拶

議長（中村芳隆議員） 以上で、平成27年第5回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 去る11月27日から本日までの19日間にわたり開催されました第5回市議会定例会、本日閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には平成27年度那須塩原市一般会計補正予算のほか、条例の制定や一部改正、オーストリア・リンツ市との姉妹都市提携の締結など、合わせて30件につきまして慎重にご審議をいただき、原案のとおりご決定をいただきました。ありがとうございました。

議案審議の過程や会派代表質問、さらには市政一般質問の場におきまして皆様からいただいたご意見等につきましては、今後十分に検討させてい

たきたいと思っております。

さて、開会の挨拶でもお話しいたしましたとおり、ことしは那須塩原市が誕生して10年という節目の年ではありますが、私にとりましても、那須塩原市長として最終年という節目の年にも当たっております。

4年前に市長に就任して臨んだ議会、この演台で多くの市民の皆様が那須塩原市に住んでよかったと感じていただけるような市政の実現に取り組んでいきたいと申し上げたことを思い出しております。この間、決して平たんな道ではありませんでしたが、市民の皆様のための市政運営を心がけ、誠意と熱意を持って施策の一つ一つを着実に、そして堅実に取り組んできたつもりでございます。

まず、就任当初最大の課題でありました放射線対策につきましては、子どもたちへの影響をまず第一に考え、いち早く小中学校や保育園の除染に着手するとともに、那須塩原市除染実施計画を策定し、スピード感を持ってこの対策を計画的、重点的に進めてまいりました。また、健康対策としてホールボディカウンターによる内部被曝検査、母乳及び尿の放射性物質検査にも取り組み、健康被害への市民の不安解消にも努めてまいりました。

さらに、原発事故による風評被害の払拭、そして、地域産業の再生と活性化につきましては、民間から観光のスペシャリストを任期付職員として採用し、新たな発想を加えながら、那須塩原市が持っている潜在的な魅力を掘り起こす地域ブランドの強化、海外を含む販路の拡大、多様なメディアを活用した観光プロモーションの展開、ブランドメッセージの策定などに取り組んでまいりました。

加えて、本市の未来を担う子どもたちが健やかに育ち、未来を担う力を養うため、子育て支援や教育環境の整備などについても力を注ぎました。

子育て支援につきましては、その施策として、予防接種事業における助成対象の拡充、7億円に上る子ども未来基金の設立を初め、認定こども園、放課後児童クラブの整備、子育て応援券の発行などを進めるとともに、今後さらなる充実を目指すため、子ども未来部を創設したところでもございます。

また、教育施策につきましては、市内全小中高へのA L T常駐配備、タブレット端末や電子黒板などI C Tの活用、ホースガーデンの整備など、全国的に見ても非常に質の高い特色ある教育を提供できていると自負しております。未来を担う子どもたちに対するこうした人づくりの役、投資がこれからの那須塩原に大きな活力を与えてくれるものと期待しております。

また、就任以来、来るべき人口減少とそれがもたらす社会環境の変化に着目し、強い危機感を持って人口減少問題を本市における最重要課題の一つと位置づけるとともに、定住促進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を速やかに策定してまいりました。

人々から選ばれるまち、人口の減らないまちを目指し、さきにお話したように、酪農業や観光産業を軸とする地域産業の活性化、子育てや教育環境の充実を初め、余り大きいとは思いませんが、新幹線の定期券購入補助金、三世代同居等世帯定住支援補助金の創設、東京都内での定住促進イベントの実施など、さまざまな形で定住に向けた取り組みを進めてまいりました。

そして、この間、議員の皆様方のご理解とご協力のもと、進めてきたさまざまな施策でございますが、ここに至り、一つ一つの取り組みが確実に実を結びつつあると感じております。市民の皆様にも取り組みの成果を少しでも実感していただけるのであれば、就任当初から思い描いていた全て

市民のためという市政運営ができてきたものと確信をしております。

平成27年度も残すところ10日余りとなってまいりました。平成28年度の予算編成に入る時期ですが、平成28年度は、那須塩原市の次の未来の設計図となる第2次那須塩原市総合計画の策定年度にも当たります。これまでの取り組みが本市の知名度やブランド力の向上という形で顕在化してきていることから、新年度の予算編成のキーワードを「未来へチャレンジ i n g」とし、人々から選ばれるまちづくりのさらなる推進に重点を置き、子育て環境の充実や特色ある教育の推進など、予算の面からも定住促進に向けた取り組みをより一層加速させてまいりたいと思います。そして、市民の皆様方のご理解とご協力を賜りながら、これからも県北の中核を担う都市として、本市のさらなる発展に向けて歩みをとめることなく、一歩ずつ取り組みを進めたいと思っています。

この間、議会議員の皆様、そして、報道関係者の皆様、大変お世話になりました。執行部とともに職員の皆様におかれましても、これほど多くの事業が推進できた、あるいは形になっている、こういうことは全て皆様方の資質、あるいは団結のたまものと深く感謝を申し上げます。

結びになりますが、これから本格的な冬を迎えます。議員各位におかれましても、健康に十分留意され、来る平成28年が皆様方にとって、そしてこの那須塩原市にとって新たな未来へとつながる実り多き年となりますようご祈念を申し上げます。定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 市長の挨拶が終わりました。

### 閉会の宣告

議長（中村芳隆議員） 閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

去る11月27日から19日間にわたって開会されました平成27年第5回那須塩原市議会定例会は、提出された全議案の審議を終了することができました。

関係各位のご協力に対しまして心から御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程で各議員から出されました意見、要望等十分にご検討をいただき、市政に反映されますよう要望いたすところでございます。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時16分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成27年12月15日

議 長 中 村 芳 隆

署 名 議 員 人 見 菊 一

署 名 議 員 藤 村 由 美 子